

議案第37号 説明資料 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例の概要

【令和7年度税制改正に伴う令和8年度介護保険料の特例措置について】

1 令和7年度税制改正及び介護保険法施行令の一部改正

(1) 令和7年度税制改正について

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた。

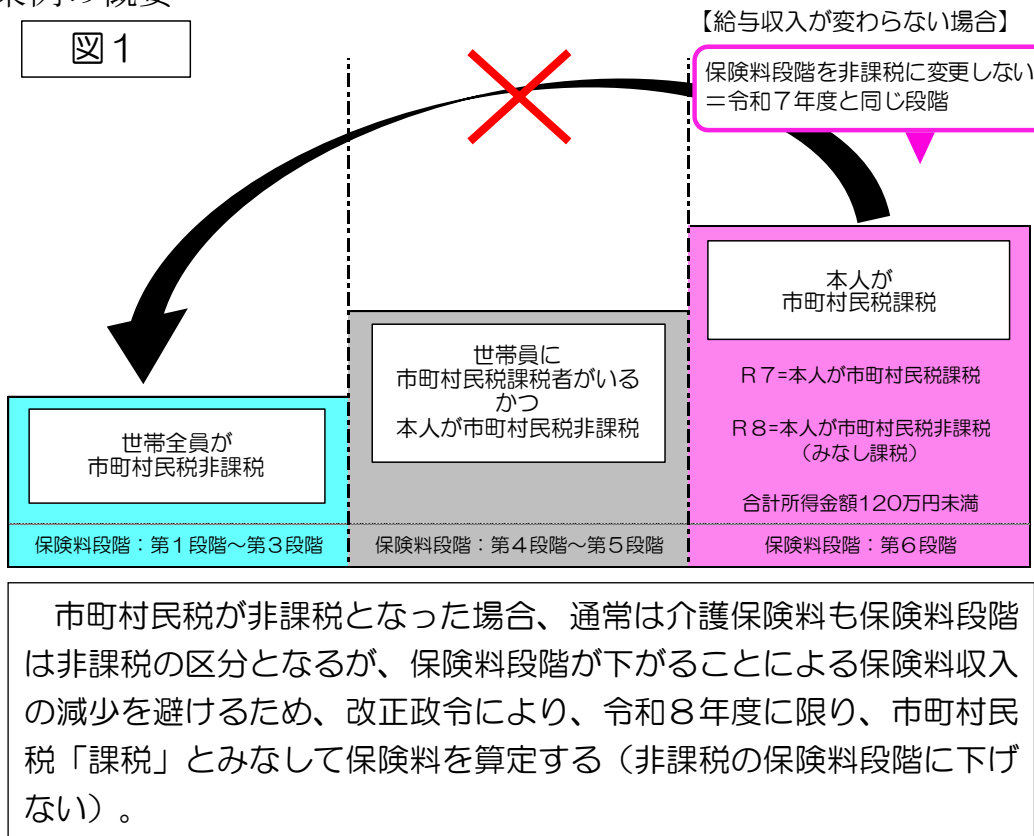
(2) 介護保険法施行令の一部改正について

介護保険制度は、3年を1期とするサイクルで保険料収入を見込み、介護保険事業を運営しているが、(1)により第9期介護保険事業計画期間中（令和6年度～令和8年度）の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、給与所得控除の見直しによる第1号被保険者の保険料への影響を遮断するため、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号。以下「改正政令*」という。）により、所要の改正が行われた。

(3) 令和8年度の介護保険料算定について

(1)により市町村民税が令和7年度「課税」の方が、令和8年度「非課税」となった場合は、改正政令により、令和8年度介護保険料の算定に限り、令和7年度税制改正前の給与所得控除額で保険料を算定することとなるため、介護保険料の保険料段階において令和8年度「課税」とみなして保険料を算定する。

※ 給与収入が変わらない場合、令和8年度の介護保険料は令和7年度と同額となる。（図1参照）



※ 改正政令

給与収入が55万1千円以上190万円未満の場合、給与所得控除の最低保障額を令和7年度税制改正前の55万円として、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

2 令和8年度介護保険料の減免に係る特例について

(1) 特例の概要について

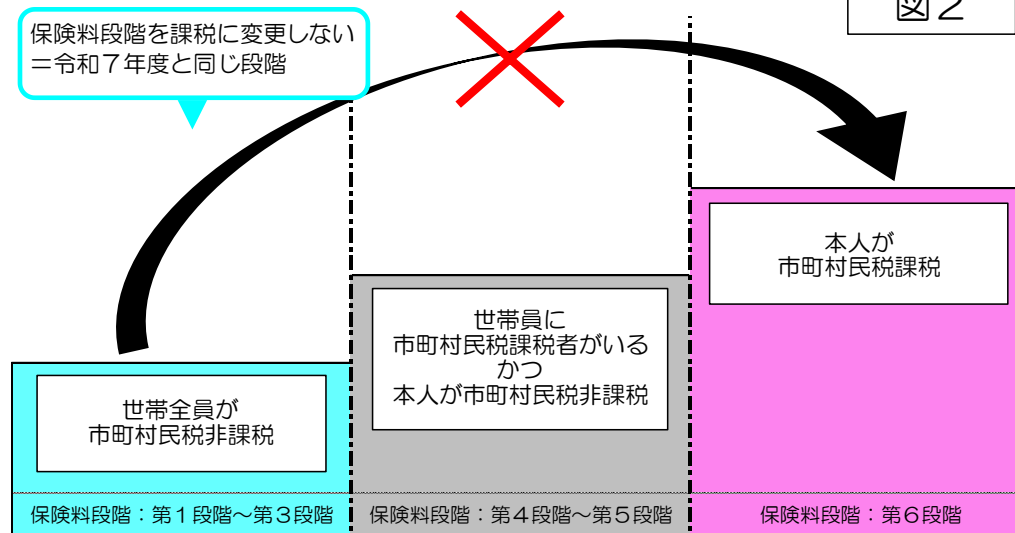
令和7年度市町村民税非課税の者であり、令和8年度も引き続き市町村民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引上げ分の範囲で給与収入が増加した者については、国の技術的助言に基づき、保険料の減免等を規定している介護保険法第142条を根拠に、改正政令を適用せずに、給与所得控除の最低保障額を65万円として、介護保険料についても保険料段階「非課税」の区分で保険料を算定する。

(図2参照)

(2) 減免の方法について

本人からの申請書等の提出は不要として、介護保険システムで対象者を抽出し減免した保険料を自動的に適用する。

【増加後の給与収入が市町村民税非課税の範囲内の場合】



<具体例>

給与収入のみの単身世帯で、介護保険料の算定に用いる前年中の給与収入が「90万円」から「100万円」に増加した者

【市町村民税】

年度	給与所得	市町村民税
令和7年度	35万円 (給与収入 90万円－給与所得控除 55万円)	非課税
令和8年度	35万円 (給与収入 100万円－給与所得控除 65万円)	非課税

※市町村民税の課税非課税ライン⇒所得38万円

- ・令和7年度：給与収入 93万円－給与所得控除55万円＝所得38万円
- ・令和8年度：給与収入103万円－給与所得控除65万円＝所得38万円

【介護保険料】

年度	給与所得	保険料段階
令和7年度	35万円 (給与収入 90万円－給与所得控除 55万円)	第1段階
令和8年度	45万円 (給与収入 100万円－給与所得控除 55万円)	第6段階 (みなし課税)

減免後

令和8年度 減免後	35万円 (給与収入 100万円－給与所得控除 65万円)	第1段階
--------------	----------------------------------	------

幕別町総合介護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第19条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 法第117条に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画の策定に関すること。</p> <p>(2) 前号に規定する計画の推進に関すること。</p> <p>第20条～第26条 略</p> <p>附 則 第1条～第19条 略</p>	<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年 3月24日 条例第25号)</p> <p>第1条～第18条 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第19条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 法第117条に規定する介護保険事業計画、<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する認知症施策推進計画</u>の策定に関すること。</p> <p>(2) 前号に規定する計画の推進に関すること。</p> <p>第20条～第26条 略</p> <p>附 則 第1条～第19条 略</p> <p><u>（令和8年度分の保険料の減免の特例）</u> 第20条 町長は、<u>第1号被保険者のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下この項において「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第7条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項におい</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
	<p>て「<u>令附則第25条非適用保険料段階</u>」という。)よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、<u>第12条第1項の規定にかかわらず、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p> <p>3 <u>第12条第2項の規定にかかわらず、第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p>